

東京外国語大学教員人事評価に係る 苦情等に関する申合せ

〔平成26年 9月30日〕
規則 第47号

改正 平成27年 3月24日規則第19号

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程（平成25年規則第37号）第12条に定める苦情等への対応に関し必要な事項を定める。

(苦情相談)

第2条 被評価者は、人事評価の結果について、疑義又は異議があるときは、評価者に対し、通知のあった日から起算して14日以内に苦情相談を申し出ることができる。

2 前項の苦情相談の申出が不相当である場合を除き、評価者は苦情相談の申出に対し説明を行わなければならない。

3 被評価者は、苦情相談の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(不服申立て)

第3条 前条の結果、苦情相談で解決されなかったことに対し、不服がある場合は苦情相談した日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、別紙書面をもって不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあった場合には、不服審査委員会を設置し、審査を行わせることができる。

3 不服審査委員会は、遅滞なく審査を行い、その結果を学長に報告する。

4 学長は、不服審査委員会の審査結果を参考に不服の申立てに対する結果を確定させ、その結果を当該被評価者に通知する。

(不服審査委員会)

第4条 不服審査委員会は、次の委員によって構成する。

- (1) 学長が指名する理事または副学長 1名
- (2) 部局長のうち学長が指名する者
- (3) その他学長が必要と認める者

附 則

この申合せは、平成26年9月30日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

別紙

平成 年 月 日

東京外国語大学長 殿

申出人
所属・職名
氏名

教員人事評価に関し、下記のとおり不服申し立てをします。

記

1. 申出人の評価者
所属・職名
氏名

2. 苦情相談日 平成 年 月 日

3. 不服申し立ての内容

--